

令和2年度 鞍手町障がい者就労施設等からの物品調達方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者等の経済的な基盤を確立し、自立促進に資することを目的として、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための事項を定めるものとする。

2 方針の適用範囲

調達方針の適用範囲は、町のすべての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

【障がい福祉サービス事業所等】

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所（障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所）

4 調達する物品等

物品：事務用品、福祉用具、菓子類、食料品、野菜、園芸用品、家具、生活雑貨品など

役務：印刷、クリーニング、リネンサプライ、清掃、除草、情報処理、仕分け・発送、資源回収・分別、警備、施設管理など

5 調達目標

本町の令和2年度調達目標は、広報等により障がい者就労施設等に対する住民や企業等の理解が深まることを目指し、4に定める物品等について、別に取りまとめる前年度実績を上回ることを目標として、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

6 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から調達可能な物品や役務を全庁的に検討する。
- (2) 障がい者就労施設等からの調達可能な物品、役務等について情報収集を行い、各課・局に対して情報提供を行う。
- (3) 公契約における障がい者の就業を促進するための措置

町は、障害者優先調達推進法第10条の規定に基づき、障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用者数以上の障がい者を雇用していない事業主に対して、公共職業安定所において実施する障がい者雇用に関する施策等を教示することにより、障がい者の就業の促進に関して理解を求めるよう努めるものとする。

7 調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、鞍手町財務規則（昭和56年5月19日鞍手町規則第4号）第104条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等と随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）により契約を締結するものとする。ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置された高齢者団体及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づいて設置された母子福祉団体等にも十分に配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を進めるものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本町における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等により公表する。

調達実績については、当該年度終了後遅滞なく実績を取りまとめ、公表するものとする。

9 その他

- (1) 町と業務委託契約（指定管理者制度による施設管理運営業務を含む。）を締結している相手方や補助金等の交付先に対し、障がい者就労施設等から

の調達に関する理解と協力を求める。

- (2) 障がい者就労施設等からの物品等調達の推進に資するように、必要に応じて本方針の見直しを行うこととする。
- (3) この方針に関する窓口は、総務課とする。

附則

本方針は、令和２年４月１日から施行する。